

栃木県工場・事業場届出データ管理システム構築業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県工場・事業場届出データ管理システム構築業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

栃木県工場・事業場届出データ管理システム構築業務

2 履行期限

契約締結の日から令和4(2022)年3月31日まで

3 目的

本業務は、現在の栃木県工場・事業場届出データ管理システム（以下「現行システム」という。）の機能を維持しつつ、現行システムに反映されていない法令改正に対応した機能及び届出情報等を追加し、新たな栃木県工場・事業場届出データ管理システム（以下「新システム」という。）の開発を行い、甲が導入している全庁利用の共同利用型基盤環境にこれを構築するものである。

4 業務の内容

(1) 新システム開発業務

本仕様書に記載する要件に必要な設計、プログラミング及び動作試験を行うこと。なお、作業環境は乙が用意することとし、庁内での作業は行わないこと。

(2) データ移行業務

本仕様書に記載する要件に必要なデータを新システムに移行すること。

(3) 新システム構築業務

本仕様書に記載する要件に必要なシステム環境を庁内において構築し、新システムは令和4(2022)年2月1日から仮稼働、令和4(2022)年4月1日から本稼働を開始すること。

なお、システム構築の調整やテストなどの情報システム室及び環境保全課内等での作業に当たっては、他の業務に支障のないよう、また、他の機器の運用に

影響のないよう、甲と調整を行い実施すること。

(4) 導入時研修業務

甲に所属する新システム管理職員（環境保全課職員）（以下「管理者」という。）向け運用（操作）研修を実施すること。また、甲に所属する職員又は甲からシステムを利用した入力作業の依頼を受けた者（以下「業務担当者」という。）向け操作研修を実施すること。

なお、研修の実施に当たっては、甲が用意した会場において、研修用の新システム操作環境及びマニュアルを乙が用意するものとし、日程・内容については打合せにて決定すること。

① 管理者向け運用（操作）研修

- ・実施時期及び回数：令和4(2022)年2月 1回
- ・対象人数：約10名

② 業務担当者向け操作研修

- ・実施時期及び回数：令和4(2022)年2月 2回
- ・対象人数：約20名

(5) 現行システムの解体・データ消去業務

「別紙1 現行システムを構成する機器」を解体し、データ等を完全に消去の上、解体した機器を庁外へ撤去すること。なお、情報システム室内での作業に当たっては、他の業務に支障のないよう、また、他の機器の運用に影響のないよう、甲と調整を行い実施すること。

(6) 成果物整備業務

新システムの運用に必要な下記成果物の整備を行い、(7)に示す方法により甲に提出すること。

- ① 要件定義書
- ② 基本・詳細設計書：データベース設計書、画面・帳票設計書、画面遷移図など。
- ③ 仕様変更管理表
- ④ 実行プログラム一式
- ⑤ ソフトウェア及びネットワーク構成図
- ⑥ ライセンス管理表
- ⑦ 情報セキュリティ設計書：IDやパスワード、アクセス権などの要件。
- ⑧ テスト計画書及びテスト実施報告書：実施する単体・結合・総合テストなど

スト毎に作成された計画書とテスト結果。合格基準が明確に記載されていること。

- ⑨ 移行計画書と移行実施報告書：移行データの内容や移行方法及びデータ移行結果。合格基準が明確に記載されていること。
- ⑩ 運用・保守設計書：運用体制、運用スケジュール、オペレーション、稼働監視、メンテナンス、バックアップ、障害対応、ユーザー支援など。
- ⑪ データベースのデータバックアップ・リストア手順書
- ⑫ システムの起動及び停止手順書
- ⑬ 業務操作・運用マニュアル：管理者及び業務担当者向け操作マニュアル。管理者向け運用マニュアル。なお、マニュアルには画面遷移図を記載すること。
- ⑭ 研修実施計画書及び研修実施報告書：管理者及び業務担当者向けにそれぞれ実施。管理者向けでは、運用マニュアルを用いて操作説明を実施すること。
- ⑮ プロジェクト管理表：開発計画書、体制表、担当者名簿、課題・問題管理表などプロジェクト管理上作成した管理表。
- ⑯ 議事録：定例会の議事録、打合せ時の議事録等。
- ⑰ データ適正消去実行証明書及び廃棄証明書
- ⑱ その他県より提出要請があったもの。

(7) 成果物の提出方法

- ① 成果物で使用する専門用語については、必要な解説を付記すること。
- ② プログラムには、実行形式プログラム、利用環境等を定義するファイル、コンテンツを含めること。
- ③ 紙媒体（取り外し可能な形式のファイルに編集すること）及び電子ファイル（Microsoft Word、Excel 及び PDF ファイル等）で保存した CD-ROM 等で納品すること。

電子ファイルで使用する Microsoft Word 及び Excel のバージョンは、2016 以降とする。電子ファイルでの成果物は、ウイルス対策ソフトの最新バージョン（パターンファイル）でウイルスの検索を行いウイルスの感染が無いこと。そのときのウイルス対策ソフトとバージョン（パターンファイル）を自由書式にて提出すること。

- ④ 用紙は、日本産業規格（JIS）A 列 4 番横書き、左とじを原則とし、図表については、必要に応じ、A 列 3 番を使用すること。

- ⑤ 使用言語は、日本語で記述し、英文等を引用する場合には、日本語訳を併記すること。また、プログラム（実行プログラム一式など、日本語表記が困難な成果物）や各テストで使用するテストデータ、データ移行プログラムなどは、この範囲外とする。
- ⑥ 容易に加除できる仕組みとし、変更履歴を付けて変更管理が行えるようにすること。
- ⑦ 乙が作成し、委託期間中に甲に提出した作業計画書、報告書、各種管理表、議事録及びその他会議資料等については、必要な加筆修正を行い甲の承認を受けたものをすべて、下記期限までに環境森林部環境保全課に納入すること。
- ・プロジェクト管理表：契約後速やかに、その後随時
 - ・テスト計画書：令和3(2021)年11月末日
 - ・移行計画書：令和3(2021)年11月末日
 - ・研修実施計画書：令和3(2021)年12月末日
 - ・業務操作・運用マニュアル：令和4(2022)年1月末日
 - ・議事録：随時
 - ・データ適正消去実行証明書及び廃棄証明書：データ消去・撤去後速やかに
 - ・提出要請があったもの：随時
 - ・その他：令和4(2022)年3月15日
- ⑧ 納入数量は下記のとおりとすること。
- ・実行プログラム：一式
 - ・業務操作・運用マニュアル：紙媒体正1部副10部、電子媒体一式
 - ・その他：紙媒体正1部副1部、電子媒体一式

なお、本仕様書に明示のない項目であっても、新システム開発等において、運用上及び社会通念上当然必要なものは、乙において充足するものとする。

5 機能要件（機能要求）

(1) 操作・閲覧機能

操作・閲覧は、業務担当者の理解が容易であるよう体系を統一すること。

- ① グラフィカルユーザインタフェース（GUI）の統一を図り、同一イメージの画面操作、画面遷移を実現し、統一した操作性が確保されていること。

- ② 画面遷移、処理速度について、データ処理に要する時間が過度にかかることなく、ストレスなく操作できる環境であること。
- ③ 各法令届出の様式に沿った内容で入力が行えるよう、画面レイアウト及び画面遷移を構成すること。
- ④ 現在どの処理工程にいるかを把握できるナビゲート機能を表示すること。
- ⑤ データ等入力内容の確認等において、一覧性が確保できること。
- ⑥ 表示された各画面の印刷が容易に行えること。

(2) 届出受理機能

事業者より提出された届出又は報告を、受付し、必要に応じて審査・受理を行う機能を有すること。なお、「別紙2 届出等一覧表」に示す届出等に対応すること。

- ① 設置（使用・変更）届出、氏名等変更届出、廃止届出、承継届出、土地の形質変更届等に関する情報を体系的に管理できること。
- ② 届出等に記載された文字数、数値の桁数をすべて入力することができること。
- ③ 審査書及び通知書等を Microsoft Word 又は Excel にて自動出力すること。
- ④ 審査書には計算機能を有すること。
- ⑤ 受付処理完了後に訂正があった場合、受付処理と同様の手順で修正ができること。
- ⑥ 届出等を受けた工場・事業場や土地については、特定施設等が廃止された事業場や区域指定解除された土地等の情報も管理できること。

(3) 入力支援機能

入力業務はできる限り選択式とし、文字入力を極力少なくすること。また、自動設定などの入力支援機能を充実させること。

- ① 日付入力はカレンダーからの選択入力機能を有すること。
- ② 工場・事業場、事業者及び届出者等の情報を互いに複写する機能設けること。
- ③ 入力された郵便番号から住所を自動補完、又は、入力された住所より郵便番号を自動補完し、入力作業を軽減すること。
- ④ 各情報の必要項目を設定し、必要項目が未入力のまま登録処理を行った場合、エラーメッセージを表示するなど入力漏れを防止すること。
- ⑤ システム上から操作マニュアル、データベースやコード等の仕様書を参照できること。

- ⑥ Microsoft Excel で使用可能なファイル形式（CSV 形式等）での報告書のインポート機能を設けること。
 - ⑦ 立入検査指導事項等入力内容が多岐にわたる場合においても、事例の多いものについてはできる限り選択式とすること。選択項目は、開発時に甲と協議すること。
 - ⑧ 測定結果が検出限界未満であった場合に、数値入力ではなく、チェック等による簡易入力を行えるようにすること。
 - ⑨ カタカナ及び英数字の全角・半角、英数字の大文字・小文字、算用数字・漢数字、（株）等の入力規制が可能なこと。入力規制する項目は、開発時に甲と協議すること。
 - ⑩ 各法令等に共通の届出事項については、重複した作業が生じないように、入力時に一度に登録できるようにすること。
- (4) 工場・事業場等管理機能
- 各法令等の施設や土地に関して、施設や土地毎の管理が行えるシステムとすること。
- ① 工場・事業場等ごとに届出を受けた法令が容易にわかるように表示すること。
 - ② 変更届により届出情報が更新された場合に、変更内容を記載し、履歴確認できる機能を有すること。
 - ③ 画像、Microsoft Word、Excel 及び PDF 等のデータファイルを添付し、管理ができること。
 - ④ 添付したファイルの有無が工場・事業場ごとに画面上で一覧確認できること。
 - ⑤ 工場・事業場、届出履歴、施設、立入検査、土地等ごとにファイルを添付し、管理ができること。
 - ⑥ 添付するファイルはクライアント端末からアップロードや参照ができること。
- (5) 必要事項確認機能
- 必須項目を入力すると、審査に当たっての必要事項を確認できる機能や自動選択機能を有すること。
- ① 届出情報から公害防止管理者等の選任が必要かどうか表示すること。
 - ② 各法令に規定する規制基準を自動的に選択すること。
 - ③ 審査に必要な情報が未入力の場合にエラーを表示しておくなど、入力後の再

確認が容易となるようにすること。

- ④ 審査簿をシステム上から参照できるようにすること。
- ⑤ 有害物質使用特定施設については、廃止届の提出を受けて、土壤汚染対策法第3条の報告が必要な旨を表示すること。

(6) 検索機能

検索機能を有すること。検索に当たっては入力（文字サイズ、スペース等）の制限が極力ないものとする。

- ① 簡易検索を行う場合の検索項目は、開発時に甲と協議すること。特に、工場・事業場の名称及び所在地、事業者名、所管事務所、対象法令、特定施設、有害物質使用による検索項目は必須とする。
- ② 詳細検索機能が利用できること。
- ③ 詳細検索を行う場合の検索条件は、保存し再利用できること。
- ④ 検索した結果は画面に一覧形式で表示すること。
- ⑤ 全ての一覧画面において検索結果をソート可能なこと。
- ⑥ 新システムで管理している全ての項目について検索できること。
- ⑦ 検索条件では「全てを含む」、「一部を含む」等の指定ができること。
- ⑧ 詳細検索の検索条件として、＝、＞、＜、＞＝、＝＜、LIKE（部分一致検索）、IN（何れか一致検索）、ISNULL（未入力検索）等の指定ができること。
- ⑨ 検索条件式は、業務担当者の理解しやすい入力方式とし、入力方法をナビゲートすること。
- ⑩ 検索では、カタカナ及び英数字の全角・半角、英数字の大文字・小文字、算用数字・漢数字、（株）等の省略文字等のあいまい検索が可能なこと。

(7) 拡張機能

対象業務の追加を想定し、柔軟に対応可能なシステムを構築すること。

- ① 市町名の変更、各事務所所管地域の改変による変更、規制基準の変更、物質（項目）追加削除、産業分類の更新がシステム上で行えること。また、項目の追加を行う場合に、追加前の項目との整合性を図り、入力方法に変更がないようにすること。
- ② 管理する全てのマスターコードについてコード番号、コード名称等で検索できること。
- ③ 新システム利用者の登録・変更・削除が容易に行えること。

- ④ 新システム利用者のグループごとに更新権限、参照権限の設定ができること。
- ⑤ 管理者にグループの権限を設定可能とし、権限設定の手間を軽減すること。

(8) 更新・参照機能

業務担当者の職権による更新やデータを参照する機能を有すること。

- ① 職権によるデータの修正・削除を行うデータ更新機能を構築すること。
- ② 届出受理機能とは別にデータを更新する機能を別途設けること。
- ③ データ参照のみを行う機能を構築すること。
- ④ 変更届出等により変更したデータを保存し、変更前情報の参照が行えること。
- ⑤ 水質分析担当部局へ行政試験結果の追記依頼を行う機能を設けること。

(9) データ収集・出力・帳票機能

対象業務の追加を想定し、柔軟に対応可能なシステムを構築すること。管理データについては、各画面への表示のほか、印刷用出力を行えること。また、以下の帳票形式のほか、Microsoft Excel で使用可能なファイル形式（CSV 形式等）でのエクスポート機能を設けること。

なお、立入検査指導状況の経過把握、国への報告、開示請求等の出力に対応した機能を有すること。

- ① 各法令審査結果回議書、各法令通知書、各法令施行状況調査（環境省様式に対応したもの）、各事業場個票、事業場集計表、各法令施設集計表、自主測定結果一覧などを出力すること。
- ② 出力帳票のレイアウト、表示項目の定義を Microsoft Excel 形式で作成できること。
- ③ 工場・事業場の名称及び所在地等の簡易検索による抽出が行えること。
- ④ 詳細検索による抽出が行えること。
- ⑤ 検索結果一覧から出力対象となるデータを選択・解除し、帳票等を出力できること。また、結果については全選択、全解除もできること。
- ⑥ 甲が指定する帳票種別（一覧、台帳、集計等）により帳票一覧表示の絞り込みが行えること。
- ⑦ 作成した帳票をサーバに保存し、再利用ができること。
- ⑧ 各業務機能で自動作成された帳票についてもサーバに保存し、再利用ができること。
- ⑨ サーバに保存された帳票を業務担当者がシステム上から削除できること。

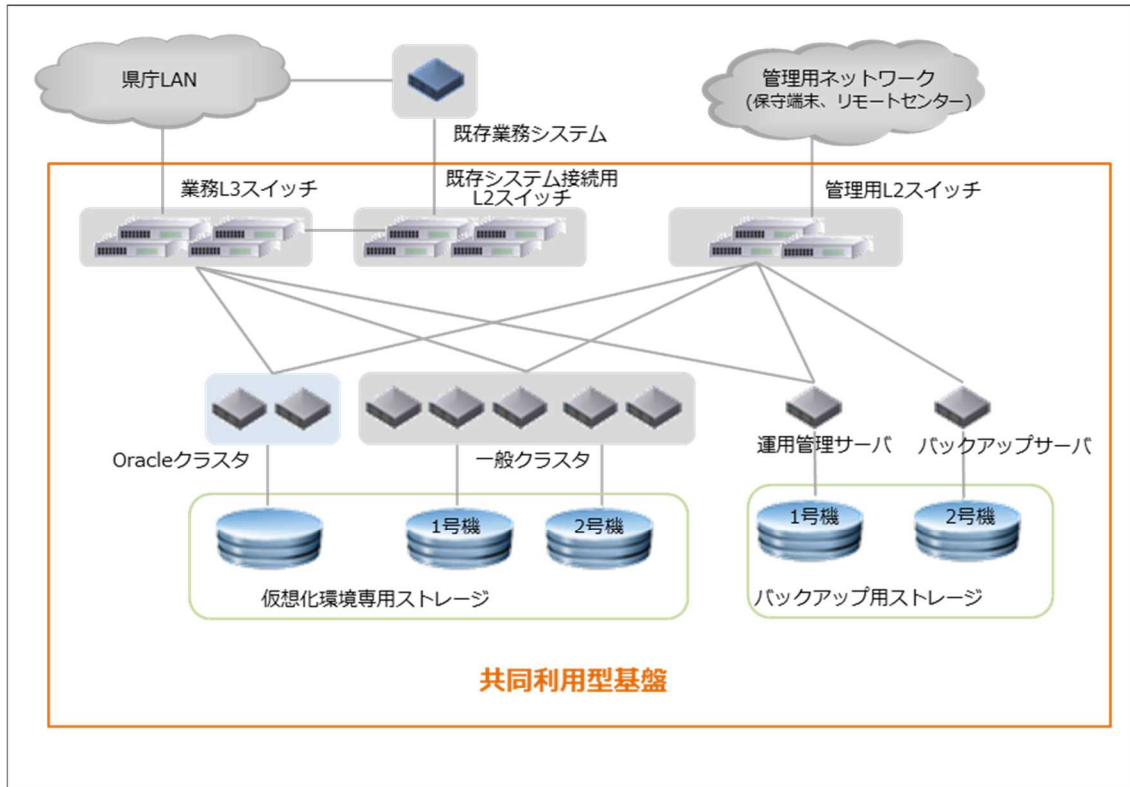
- ⑩ 処理時間が掛かると予想される帳票については、実行時に、サーバでバッチ起動し、完了後の帳票を後で確認できること。
- ⑪ システムで登録されたデータをテーブルごとに CSV 形式で出力できること。
- ⑫ 現行システムで利用している帳票は新システムでも利用できるようにすること。
- ⑬ 帳票については国などが法令等で定めた帳票が出力できること。
- ⑭ 帳票定義のフォント、罫線、表示位置などのレイアウト変更を業務担当者でも修正が可能とすること。
- ⑮ 業務担当者が一覧表など簡易な帳票を新規に追加可能とすること。
- ⑯ 簡易な出力項目については追加可能とすること。
- ⑰ データ収集項目については、現行システムのデータ項目のほか新たに必要な項目は甲乙協議の上決定すること。
- ⑱ 将来的な機能拡張を想定し、緯度経度の収集項目を付加すること。
- ⑲ 主な帳票は「別紙 3 要求帳票一覧表」とすること。また、帳票のフォーマット及び項目定義は、開発時に甲と協議すること。

6 性能要件（性能要求）

新システムは次の共同利用型基盤環境に構築し、庁内ネットワークである栃木県行政情報ネットワークと接続すること。

(1) 共同利用型基盤環境

① 概略図



② Oracle クラスタ

Oracle Databaseを利用する仮想マシンを稼働させるクラスタ。2台の仮想サーバで構成されており、HA機能及びDRS機能が仮想マシンに適用される。

③ 一般クラスタ

Oracle Databaseを利用しない仮想マシンを稼働させるクラスタ。5台の仮想サーバで構成されており、HA機能及びDRS機能が仮想マシンに適用される。

④ 仮想サーバ

クラスタ：Oracle	構成台数：2台		
CPU	メモリ	内蔵ディスク	ネットワーク
Intel Xeon E5-2697v4 ×2 (2.30GHz, 18C/36T)	224GB 16GB2400 RDIMM×14	300GB ×4 2.5inch SAS10Krpm/12Gbps	10GBase SR×4 Port (SFP は 2Port) 1000BASE-T×4 Port
クラスタ：一般（1）	構成台数：3台		
CPU	メモリ	内蔵ディスク	ネットワーク
Intel Xeon E5-2697v4 ×2 (2.30GHz, 18C/36T)	224GB 16GB2400 RDIMM×14	300GB ×4 2.5inch SAS10Krpm/12Gbps	10GBase SR×4 Port (SFP は 2Port) 1000BASE-T×4 Port
クラスタ：一般（2）	構成台数：2台		
CPU	メモリ	内蔵ディスク	ネットワーク
Intel Xeon Gold6140 ×2 (2.30GHz, 18C/36T)	384GB 16GB2400 RDIMM×14	300GB ×4 2.5inch SAS10Krpm/12Gbps	10GBase SR×4 Port (SFP は 2Port) 1000BASE-T×4 Port

⑤ 機能

共同利用型基盤で提供する機能については以下のとおりである。

- (ア) バックアップは日次バックアップ3世代、週次バックアップ1世代を取得する。ただし、データベースの静止点を考慮しないバックアップであるため、必要に応じて新システムでデータバックアップを取得すること。
- (イ) ファイアウォールは各仮想マシンに実装するインターフェースに対して、VMware NSX による仮想ファイアウォールを提供する。提供方式はホワイトリストによる通信許可設定を行う。通信に関する設計は乙が行い、設定は行政改革 ICT 推進課が行う。
- (ウ) ロードバランサは VMware NSX による仮想ロードバランサを提供する。提供方式はラウンドロビンによる負荷分散とし、暗号化（SSL 通信）は行わない。負荷分散に関する設計は乙が行い、設定は行政改革 ICT 推進課が行う。
- (エ) アンチウイルスは Trend Micro Deep Security 仮想アプライアンスにて提供する。定時スキュンのスケジュール設定などスキャンポリシーの設定

定は一律とし個別変更は行わない。

(オ) データベースは Oracle Database Standard Edition 2 のライセンスを提供する。インストール作業については、乙が実施すること。なお、Oracle Database Enterprise Edition が必要な場合や、その他のデータベース製品を使用する場合は乙が用意すること。

⑥ システム構築環境

新システムの構築作業は基本的に以下の手順で行うこと。なお、「別紙4 共同利用型基盤利用マニュアル」に基づき導入すること。

(ア) 行政改革 ICT 推進課にて払い出した仮想マシンを、乙にて用意する仮想環境に取り込んで構築を行う。ただし、庁内でのシステム開発作業は行わないこと。

(イ) 構築完了後は、OVF 形式のファイルに変化したものを、行政改革 ICT 推進課に受け渡すこと。

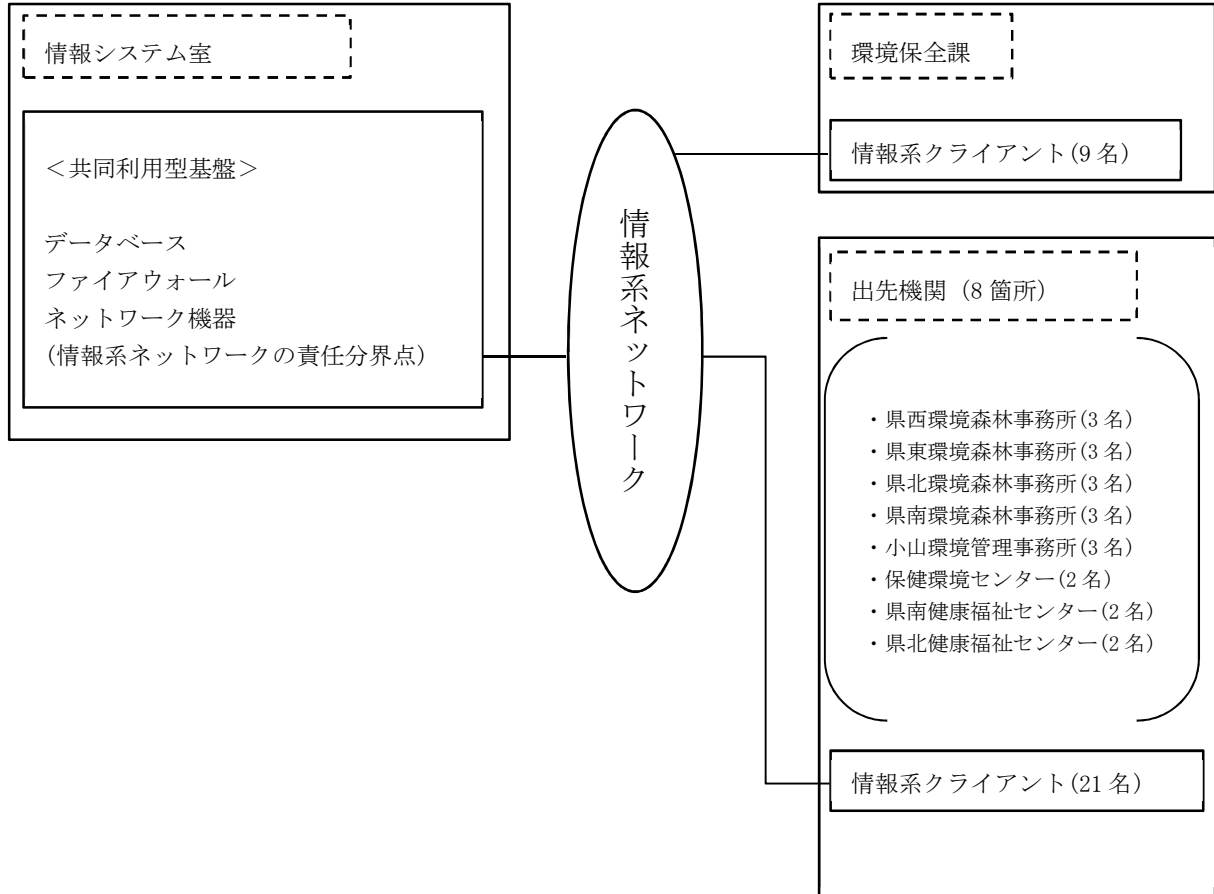
(ウ) 行政改革 ICT 推進課にて事前に取り決めた仮想マシンのリソース状況と差異が無いことを確認後、共同利用型基盤に取り込むこと。

(エ) 取り込み後は、情報システム室の管理用 PC からメンテナンスを行うこと。

(2) クライアント環境

クライアント端末は環境保全課、各環境森林（管理）事務所環境対策課（県内5箇所）、保健環境センター水環境部、県南・県北健康福祉センター試験検査課内の栃木県行政情報ネットワークに接続すること。

① 概略図



② クライアント端末

(ア) 環境保全課

CPU : Intel(R)Core i5-7200U 2.50 GHz

メモリ : 4.00 GB

OS : Microsoft Windows 10 Enterprise 2016

ブラウザ : Internet Explorer 11.0

画面領域 : 1366 × 768 (推奨)

(イ) 各環境森林（管理）事務所、保健環境センター、各健康福祉センター

CPU : Intel(R)Xeon(R) E5-2695v4 2.10 GHz

メモリ : 4.00 GB

OS : Microsoft Windows 10 Enterprise 2016

ブラウザ : Internet Explorer 11.0

画面領域 : 1920 × 1080 (推奨)

③ クライアント設定

クライアント端末の設定作業は基本的に以下の手順で行う。

(ア) 環境保全課及び出先機関（8箇所）のクライアント端末について、本システムを稼働させるための設定をし、業務担当者の業務内容に応じ、業務権限を付与すること。なお、出先機関クライアント設定については、マスター作成からクローン展開する方式を可とするが、すべてのクライアントの動作確認をすること。

(イ) システム動作確認テストについては、環境保全課内の端末及び出先機関からの業務確認テストを実施し、問題無く業務が実施できることを確認すること。なお、出先機関の業務確認テストについては、県庁内の仮想デスクトップからの確認も可とする。

(3) 新システム処理量

① データ量

データ件数 : 約 4,000 件/年

保存期間 : 永年

最繁忙時処理（トラフィック）量 : 10 件/時

② 利用者

総利用者 : 30 人

最繁忙時利用者 : 10 人/時

7 データ要件

(1) 初期データとして、現行システムに格納されている届出情報等のデータ、また、甲が CSV 形式等の電子データで提供する水銀排出施設データベースのデータ及び土壤汚染対策法の届出追加データを移行すること。

① 現行システムに入力された届出情報等データ

- ・ 事業場数 : 約 18,000 件（廃止した事業場も含む）
- ・ 届出件数 : 約 1,000 件/年
- ・ 測定報告数 : 約 1,700 件/年

- ・立入検査件数：約 700 件／年
 - ② 水銀排出施設データベースのデータ
 - ・事業場数：約 70 件（廃止した事業場も含む）
 - ・測定報告数：約 450 件（3 年分）
 - ③ 土壌汚染対策法の届出追加データ
 - ・要措置区域指定案件の一部：約 25 件
 - ・形質変更時要届出区域指定案件の一部：約 25 件
 - ・調査猶予区域案件の一部：約 200 件
- (2) 詳細なデータ移行項目については、甲乙協議し決定すること。
 - (3) 移行元データの整備は甲が実施し、データ移行時のエラーデータの修正が必要な場合には、甲乙協議の上、新システムに起因するものについては乙が実施すること。
 - (4) データ移行を行う際には、データの欠落が発生しないように十分注意すること。

8 稼働環境・事業継続性・信頼性・運用保守要件

- (1) 原則 24 時間 365 日稼働可能なシステムとするが、甲の指定する共同利用型基盤の事業継続要件に従うこと。
- (2) 共同利用基盤で用意するサーバのスペックについては、甲乙協議の上決定する。
- (3) 新システムのデータベース及び新システムで登録した添付ファイルは、毎日夜間に自動的に仮想サーバ上のローカルデスク上にバックアップすること。
- (4) サーバの監視については、共同利用型基盤の運用者が実施するものとし、監視内容については甲乙協議の上決定すること。
- (5) ソフトウェア等システム全体の保守体制が確立されており、障害等が発生した場合でも迅速な復旧に向けて対応が可能であること。
- (6) 障害発生時は原因調査を行い、必要とされる改善措置を含めて報告すること。
- (7) 新システム内の機能や取扱データは、利用権限を特定の端末からのみの利用に限る措置をとること。また、データ保護対策を講じること。
- (8) 登録や参照（検索）等の処理ごとに、端末の IP アドレス、ユーザーID、日時、更新内容などの監査ログを取得できるようにすること。監査ログの取得内容については、甲乙協議し決定すること。

9 適用法令

業務の実施に当たっては本仕様書に定めるものの他、以下の関係法令・規格等を遵守すること。業務完了後にこれらの規制に抵触することが判明した場合には、乙の責任において改修等を行うこと。

(1) 新システムで管理する法令

- ① 大気汚染防止法（大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例を含む）
- ② 水質汚濁防止法（水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例を含む）
- ③ ダイオキシン類対策特別措置法
- ④ 土壌汚染対策法
- ⑤ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ⑥ 栃木県生活環境の保全等に関する条例
- ⑦ 栃木県地下水揚水施設に係る指導等に関する要綱

(2) 業務で遵守する法令・規格等

- ① 有線電気通信法及び同法関係規則
- ② 電気設備技術基準
- ③ 電気用品取締法
- ④ 日本産業規格（JIS）
- ⑤ 日本電気工業会規格（JEM）
- ⑥ 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- ⑦ 国際標準化機構規格（ISO）
- ⑧ 電気通信端末機器審査協会技術基準（JATE）
- ⑨ 日本電信電話株式会社標準規格（NTT 規格）
- ⑩ 電子情報技術産業協会標準規格（EIAJ-EDI 標準）
- ⑪ 廃棄物処理法
- ⑫ 資源有効利用促進法
- ⑬ 小型家電リサイクル法
- ⑭ 栃木県財務規則等

10 栃木県情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）及び栃木県情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）の取扱

(1) 基本方針の取扱

- ① 甲は、乙に対し、基本方針を提示する。
- (2) 対策基準の取扱
 - ① 甲は、乙に対し、対策基準を提示する。
 - ② ただし、甲は、委託業務に関する必要に応じて、対策基準の範囲を限定して提示する。
 - ③ 乙は、甲から提示された対策基準を、この契約の目的の範囲内においてのみ使用し、第三者に開示し又は漏らしてはならない。

11 データ及び資料等の取扱

(1) 複写及び複製

甲から提供を受けた甲の所有するデータ及び資料等(以下「データ等」という。)の複写、複製を行う場合については、「別紙5 複写等承諾願」により、甲の承諾を得ること。

(2) 消去

データ等について、委託業務完了後、委託業務に使用した記憶装置及び記録媒体からの消去が完了したときには、「別紙6 情報資産消去等報告書」により、甲に対して報告すること。

12 報告様式等

(1) 委託業務及びセキュリティ対策の実施状況の報告

甲から委託業務及びセキュリティ対策の実施状況について報告を求められたときには、「別紙7 委託業務実施状況等報告書」により報告すること。

(2) 事故等の報告

委託業務の実施に際して事故等を生じ、もしくはセキュリティ事故の発生のおそれがあることを知った場合には、「別紙8 事故等報告書」により、甲に対して報告すること。

13 その他

(1) 検査

甲は、新システムの稼働状況及び納品された成果物について検査を行う。

(2) 疑義等

本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、乙は甲に届出の上、甲の承認又は指示を受けて仕様書を補足する。

(3) 仕様の変更

当仕様書に記載されている内容について、その後の情報機器関連の技術革新等により、より効果的な処理が可能となるような場合には、甲乙協議の上、仕様の変更を行う場合がある。

(4) 保証

定期的な保守点検、使用者の故意によるものを除くシステムの故障・不具合等については、1年間は無償で保証すること。

(5) 機密の保持

乙は本仕様書、新システムの開発等に関して知り得た甲の機密を第三者に漏らしてはならない。また、本規定は新システム構築終了後も有効に持続する。